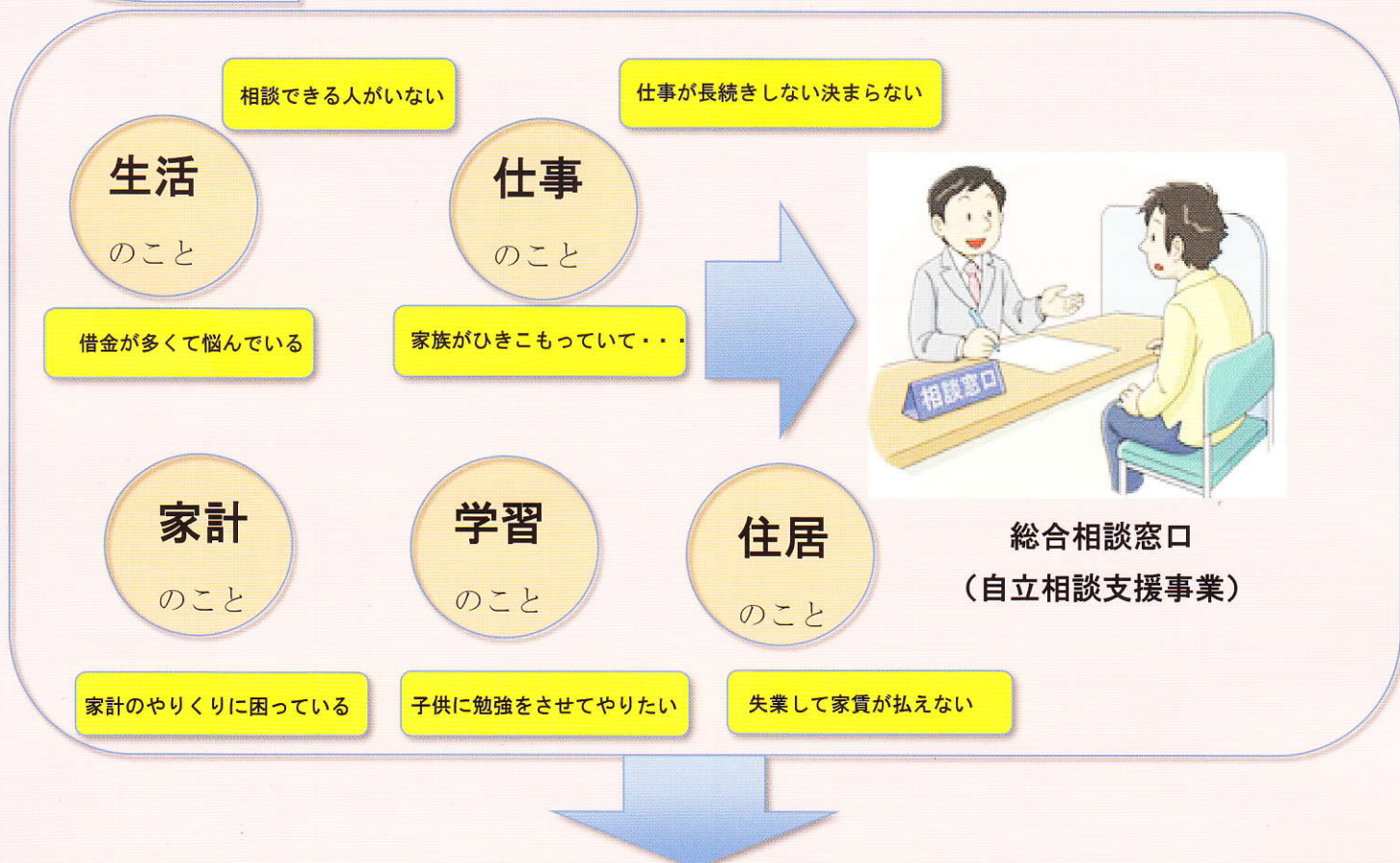


# もしも、生活に困ったときは・・・ ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

無料相談

## 生活困窮者自立支援制度



### 【本人の課題整理、個別プランを作成し支援実施】

- ・家賃相当額の補助(住居確保給付金)
- ・金銭管理のアドバイス(家計相談支援)
- ・仕事を一緒に探す(就労支援)
- ・就労体験の場を提供(就労訓練)
- ・生活リズムを整える(就労準備支援)
- ・子どもの学習支援 (学習支援)

### 【関係機関の紹介】

(必要に応じて同行支援など)

福祉事務所

ハローワーク

法テラス

社会福祉  
協議会

地域包括  
支援センター

障害者相談  
支援事業所

※ 生活に困窮している人が生活保護に陥らないようにその前の段階でできるだけ早く自立できるように、専門性を有する支援員（相談支援員・就労支援員・家計支援員）が相談に応じ、支援へとつなげていきます。

※ 平日8：30～17：15にて受け付けておりますのでお気軽にご連絡ください。



柳井健康福祉センター（東部社会福祉事務所）

保健福祉・総務室 〒742-0032 柳井市古開作中東条658-1

TEL 0820-22-3777 FAX 0820-22-3895



# 生活困窮者自立支援制度

就職 住居 家計管理 子どもの学習等をサポートします。

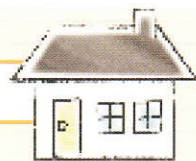
## 自立相談支援事業



あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

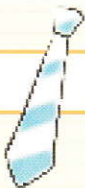
## 住居確保給付金の支給



家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

## 就労準備支援事業



社会、就労への第一歩。

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

## 家計相談支援事業



家計の立て直しをアドバイス。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

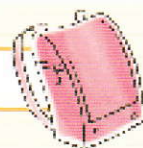
## 就労訓練事業



柔軟な働き方による就労の場の提供。

直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別的就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）もあります。

## 学習支援事業



子どもの明るい未来をサポート。

子どもの学習支援を始め、日常生活習慣、進学に関する支援、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

※「住居確保給付金の支給」、「就労準備支援事業」については、一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。  
※ 各事業のほか、関係機関等と連携し、適切な支援機関にもつなぎます。

## <相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)>

- 1 まずは地域の相談窓口へ。
- 2 生活の状況を見つめる。
- 3 あなただけの支援プランを。
- 4 支援決定・サービス提供。
- 5 定期的なモニタリング。
- 6 真に安定した生活へ。

東部社会福祉事務所の窓口には配置されている支援員が対応します。何らかの理由で窓口にお越しいただけない場合はご自宅にも訪問します。

あなたの生活の困りごとや不安を支援員にお話してください。生活の状況と課題を分析し「自立」に向けて寄り添いながら支援を行います。

支援員はあなたの意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけの支援プランと一緒に作ります。

完成した支援プランは自治体を交えた関係者の話し合い（支援調整会議）により正式に決定され、その支援プランに基づいて各種サービスが提供されます。

各種サービスの提供がゴールではありません。あなたの状態や支援の提供状況を支援員が定期的に確認し、支援プラン通りにいかない場合は支援プランを再検討します。

あなたの困り事が解決されると支援は終了しますが、安定した生活を維持できているか、一定期間、支援員によるフォローアップがなされます。



# 大切なあなたの暮らしを守りたい

あなたの  
まちの

## 生活の悩み無料相談窓口



# 生活相談 サポートセンター



宇部市琴芝町二丁目4番25号 多世代ふれあいセンター5階

相談者専用電話  
(通話無料)

# 0800-200-7440

受付時間：8:30～17:15 土曜・日曜・祝日は除く

### ひとりで抱え込まずに、まずはご相談ください。

お気軽にご相談ください。



生活相談サポートセンターうべは、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）により、生活困窮者の自立の促進を図るため、平成27年6月から「社会福祉法人宇部市社会福祉協議会」「特定非営利活動法人ワーカーズコープ」「グリーンコープやまぐち生活協同組合」の三者による共同事業体で運営しています。

# どんな相談を受けてくれるの？



電話での相談も可能です



たとえばですね…



## 収入がなくなっただんです…

- ★今、仕事に就いていない
- ★病気で働けない
- ★社会が怖くて仕事に就けない
- ★身近に仕事に就いていない人がいる

状況をお聞かせください

## 家計のやりくりに困っています

- ★公共料金・ローンの滞納
- ★怪我や病気・子供の進学等で家計の事情の変化で将来が不安
- ★貯金も収入も無い

状況をお聞かせください

家計の収支の確認のため、支払等の明細をお持ちください



## 支援のプランを一緒に考えましょう

- ☆日常生活の見直し
- ☆自己理解をしてみよう



## 総合的な支援が可能です

- ☆他の機関の支援が必要な場合の同行も可能です。

一緒にご自分にあった仕事を探しましょう

履歴書、面接のお手伝いします

## 安心して生活していただくために継続的に支援します



窓口にお越しいただくことが困難な場合はご自宅を訪問しお話をお聞きします。

お問い合わせ：生活相談サポートセンターうべ

電話 0836-43-7440  
FAX 0836-43-7441

